

2023年度2月4日（金）

日本介護福祉士養成施設協会近畿ブロック教員研修会

専門職養成課程としての 介護福祉士養成施設の役割

龍谷大学短期大学部
伊藤 優子

1. 介護福祉士養成課程の概要

2. これからの専門職養成に求められるもの

1. 社会福祉士及び介護福祉士法の成立

専門職による「介護」が誕生した社会的な背景

- * 高齢化の進展に伴い、
介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが増大
- * 核家族化の進行、介護する家族の高齢化（老々介護、認認介護）など
家族介護を支えてきた家族の状況の変化



介護は家族の問題から社会の問題へ

2. ケアワーカー（介護職員）の専門性

「社会福祉におけるケアワーカー（介護職員）の専門性と資格制度について（意見）」
－日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会－ 1987年2月25日

ケアワーカーの専門性はまず、社会福祉に働く者としての倫理性や、みずからの役割認識、さらに社会福祉制度への理解を前提として、現在の家政学などの成果を十分組み入れた家事援助、個々の高齢者の自立度や病状など個別の事態に対応できるような介護、さらに医療関係者とチームワークを組めるだけの教養を必要とするものである。しかも、それらが一人ひとりの個別性に応じて統合化され、総合的に活用されるという点がもっとも問われる力量であり、その意味においてそれはいわば専門分化した専門性ではなく、諸科学を応用、総合するなかで、直接、生命と生活にかかわる専門性として、位置づけられなければならない性格のものである。



1987年 社会福祉士及び介護福祉士法成立

3. 介護福祉士とは

この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上または精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことをいう

(社会福祉士及び介護福祉士法 第2条)

名称独占の資格は、

一定の水準以上の知識・技術を有する者に対して資格を付与することによって、有資格者の提供する業務の質を担保するもの



介護福祉士に求められる、専門的知識及び技術とは…

4. 介護福祉士に求められる知識・技術とは

介護福祉士に求められる知識・技術とは

- ①社会福祉の倫理性および制度
- ②援助に必要な家政学的知識と食、衣、住生活援助のための家事実技
- ③摂食、排せつ、衣服の着脱、入浴など介護に関する理解と援助技術
- ④保険・医療に関する理解等

そして、それらが個々の実情に応じて有効に統合化され、その援助技術が体得されるよう、専門のスーパービジョンをともなう実習が不可欠である。

「社会福祉におけるケアワーカー（介護職員）の専門性と資格制度について（意見）」

専門職養成教育としての 教育課程とカリキュラムの変遷

5. 専門職養成教育のはじまり

1 介護福祉士の定義

- 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) 第2条第2項

2 介護福祉士養成課程とカリキュラム

- 一般教養科目(120時間) + 専門科目(1,380時間) : 総時間数1,500時間
(一般教養科目は、人文科学系、社会科学系、自然科学系、外国語又は保健体育のうちから4科目)
- 1988年4月 25校開講

科目	時間数	科目	時間数
社会福祉概論(講義)	60	栄養・調理(講義)	30
老人福祉論(講義)	30	家政学実習(実習)	90
障害者福祉論(講義)	30	医学一般(講義)	60
リハビリテーション論(講義)	30	精神衛生(講義)	30
社会福祉援助技術(講義)	30	介護概論(講義)	60
社会福祉援助技術(演習)	30	介護技術(演習)	120
レクリエーション指導法(演習)	60	障害形態別介護技術(演習)	120
老人・障害者の心理(講義)	60	介護実習(実習)	450
家政学概論(講義)	30	実習指導	60

6. 介護福祉士に求められる役割の拡大

○ 社会福祉基礎構造改革

- ・ 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ・ 質の高い福祉サービスの拡充
- ・ 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

→担い手となる人材の確保・質の向上が不可欠

1 福祉専門職の教育課程等に関する検討

- 1998年 福祉専門職の教育課程等に関する検討会（1999年 同検討会報告書）
- 2000年度入学生より改正カリキュラムによる教育内容を実施

2 期待される介護福祉士像

介護福祉士は、介護に関する専門職として、次のような資質を身につけることが期待される。

- 感性豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、意思疎通をうまく行って介護を必要とする人との信頼関係を築くことができること。
- 要介護者等の状況を判断し、それに応じた介護を計画的に実施しその結果を自ら評価できること。
- 介護を必要とする人の生命や人権を尊重し、自立支援の観点から介護できること。
- 他の保健医療福祉従事者等と連携し、協働して介護できること。
- 資質の向上を図るために自己研鑽とともに後進の育成に努めること。

3 介護福祉士養成課程とカリキュラム

- 総時間数 基礎分野（120時間） + 専門分野（1,530時間）：総時間数1,650時間（150時間増加）
- 教育内容の充実
 - ◆基礎分野については、人間とその生活の理解とし、専門分野の基礎となる人権尊重に関することを含む。
 - ◆専門分野
 - ・ 介護保険制度及びケアマネジメントに関する内容の追加
 - ・ 保健医療分野の専門職との連携に必要な医学知識の強化
 - ・ 人権尊重、自立支援等の社会福祉の理念、コミュニケーションに関する内容の強化
 - ・ 居宅介護実習の必修化
 - ・ 介護過程の展開方法を追加
- カリキュラム
 - ・ 老人福祉論、医学一般、介護技術、形態別介護技術、実習指導（各30時間増）

科目	時間数	科目	時間数
社会福祉概論（講義）	60	栄養・調理（講義） → 家政学概論と一本化	
老人福祉論（講義）	60	家政学実習(実習)	90
障害者福祉論（講義）	30	医学一般（講義）	90
リハビリテーション論（講義）	30	精神保健（講義）	30
社会福祉援助技術（講義）	30	介護概論（講義）	60
社会福祉援助技術（演習）	30	介護技術（演習）	150
レクリエーション活動援助法（演習）	60	形態別介護技術（演習）	150
老人・障害者の心理（講義）	60	介護実習（実習）	450
家政学概論（講義）	60	介護実習指導（演習）	90

7. 介護現場での中枢としての介護福祉士への期待

- ・ 2000年 介護保険制度の導入 サービスの量的拡大とともに、質的向上が求められる。
- ・ 2005年 障害者自立支援制度の創設 知的障害、精神障害、発達障害等がある人への対応など従来の身体介護以外のニーズへの対応が求められる。
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法が施行されて、約18年が経過し、福祉・介護をめぐる状況が大きく変化
→介護ニーズの変化に対応できる人材育成が求められる。

1 介護福祉士のあり方及びそのプロセス等の見直しに関する検討会

- 2006年 資質の高い人材の養成・確保を進めていく必要があることから、「介護福祉士のあり方及びそのプロセス等の見直しに関する検討会」を設置。
- 「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告（2006年7月5日）を踏まえ、「介護福祉士養成過程における教育内容等の見直し作業チーム」を設置。

2 教育内容の見直しの方向性

- 介護福祉士の国家試験に求める水準は、介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力とする。養成課程における教育内容も幅広く基本的な内容とし、資格取得後の現任研修等による継続的な教育を視野に入れた内容とする。（介護福祉士のあり方及び養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書）
- 「介護のため」という視点のもと、理論と実践の融合を目指す。（同上）
- 養成制度の在り方として、①養成施設ルートへの国家試験の受験義務化、②実務経験ルートへの実務者研修受講の義務化、③養成カリキュラムの拡充をはかる。（同上）
- 「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるという姿勢を基本とする。（社会保障審議会福祉部会意見）

養成の目標

資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける



資格取得時の介護福祉士
介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

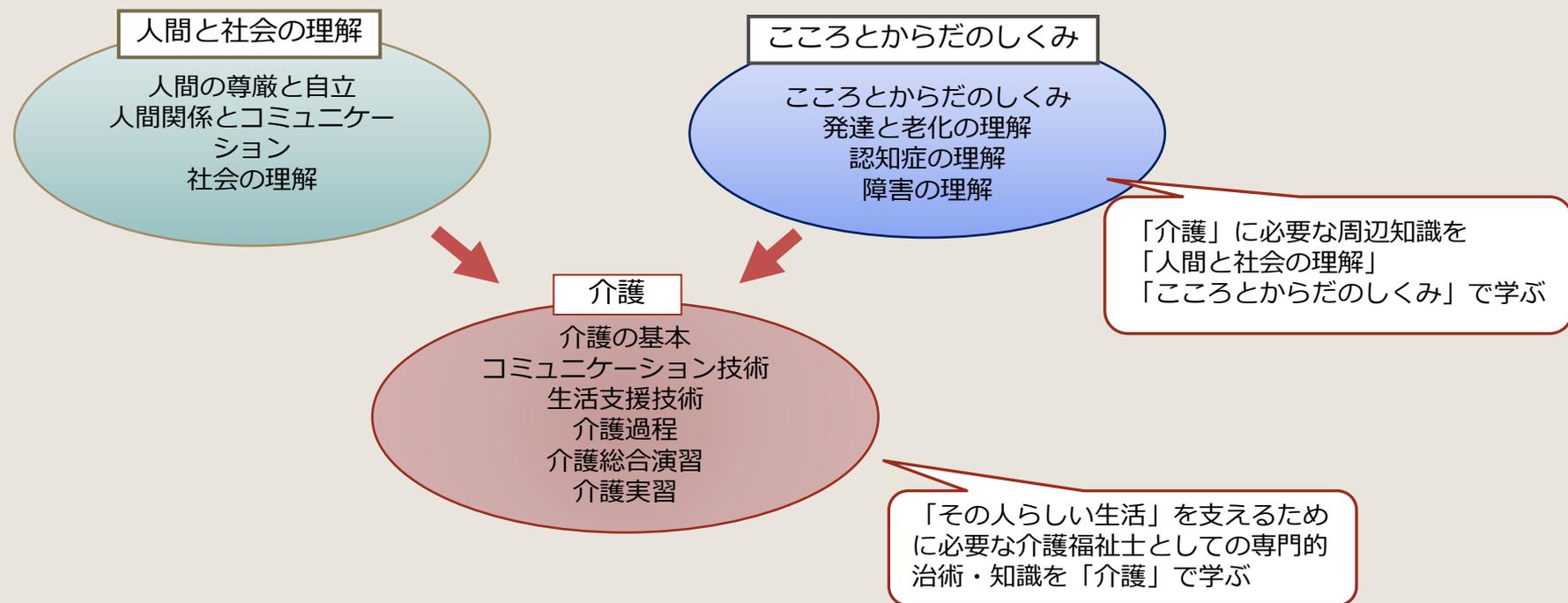


求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

3 介護福祉士養成課程とカリキュラム

- 教育体系を「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編
介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、
 - ・ その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」（240時間以上）
 - ・ 「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」（1,260時間以上）
 - ・ 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」（300時間以上）の3領域、合計で1,800時間以上の課程とする。
- 実習のあり方や教員要件等もあわせて見直しが行われた。



4 介護福祉士養成カリキュラム

	教育内容	時間数
基礎分野	人間とその生活の理解	120
専門分野	社会福祉概論	60
	老人福祉論	60
	障害者福祉論	30
	リハビリテーション論	30
	社会福祉援助技術	30
	社会福祉援助技術演習	30
	レクリエーション活動援助法	60
	老人・障害者の心理	60
	家政学概論	60
	家政学実習	60
	医学一般	90
	精神保健	30
	介護概論	60
	介護技術	150
	形態別介護技術	150
	介護実習450	
	介護実習指導	90
	総時間数	1,650



	教育内容	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上
	人間関係とコミュニケーション	30以上
	社会の理解	60以上
	人間と社会に関する選択科目	-
介護	介護の基本	180
	コミュニケーション技術	60
	生活支援技術	300
	介護過程	150
	介護総合演習	120
	介護実習	450
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
	こころとからだのしくみ	120
総時間数		1,800

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の概要

2007（平成19年）改正

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の業務：「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正する。
- ② 社会福祉士の業務：福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は地域に即した創意と工夫を行い、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適応するため、知識・技能の向上に努めなければならない。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の概要

喀痰吸引等、医療的なケアを必要とする利用者の増加。
当面のやむを得ない措置として、一定の要件を満たしたうえで、介護職員等が痰の吸引等の行為を実施することが認められていた。

→2010年（平成22）年介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会

2011（平成23年）改正

2016年（平成28）年4月より、介護福祉士は医師の指示のもと「診療の補助」として喀痰吸引と経管栄養を行うことを業とすることが認められ、それに伴い介護福祉士の定義が改正、介護福祉士養成カリキュラムに**医療的ケア50時間＋演習**が追加される。

介護福祉士の定義

第2条 略 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1校の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（**喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの**（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

現行カリキュラムと改正の背景

「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」

(平成27年2月25日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会)

2025年に向けて、介護人材を確保するためには、

1. 参入促進 2. 労働環境・処遇の改善 3. 資質の向上 の対策が必要

3. 資質の向上

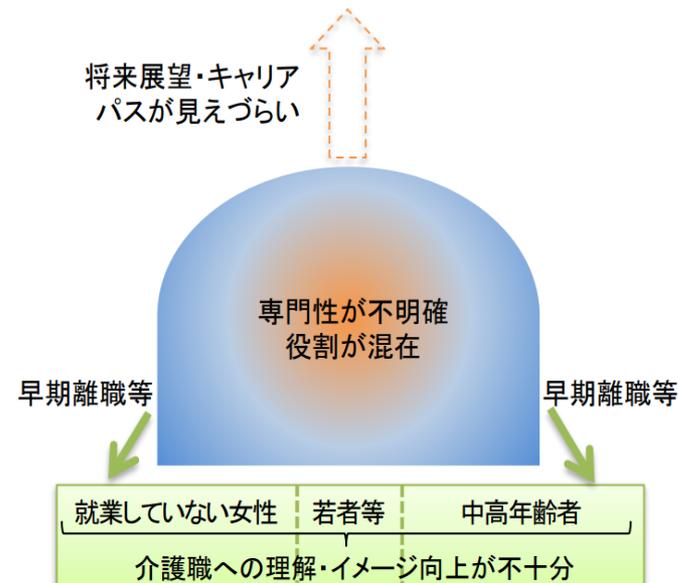
(抜粋) こうした介護人材の「資質の向上」を進めるに当たっては、以下の視点に立って進めることが必要である。

- ① 今後、人材需給が逼迫する中で、限られた人材をより有効に活用するには、介護人材を一律に捉え、意欲・能力の異なる人材層の違いを問わず、一様に量的・質的な確保を目指してきたこれまでの考え方を転換し、多様な人材層を類型化した上で、機能分化を進める。この際、それぞれの人材層の意欲・能力に応じた役割・機能、必要な能力、教育、キャリアパスの在り方に応じた具体的な方策が求められる。
- ② 専門性の高い人材として、中核的な役割を果たすべき介護福祉士については、専門職としての社会的評価と資質を高めるための具体的な方策を講じることが必要である。このため、介護ニーズの多様化・高度化やマネジメント能力の必要性の高まりに対応した養成・教育プロセスの確立や役割の明確化等の方策が求められる。
- ③ 介護福祉士の資質及び社会的評価の向上の観点から、資格取得方法の一元化（養成施設卒業生への国家試験義務付け等）の実施を進める。その際には、時期の明示とともに、必要な環境整備等を進めることが必要である。

介護人材確保の目指す姿 ~「まんじゅう型」から「富士山型」へ~

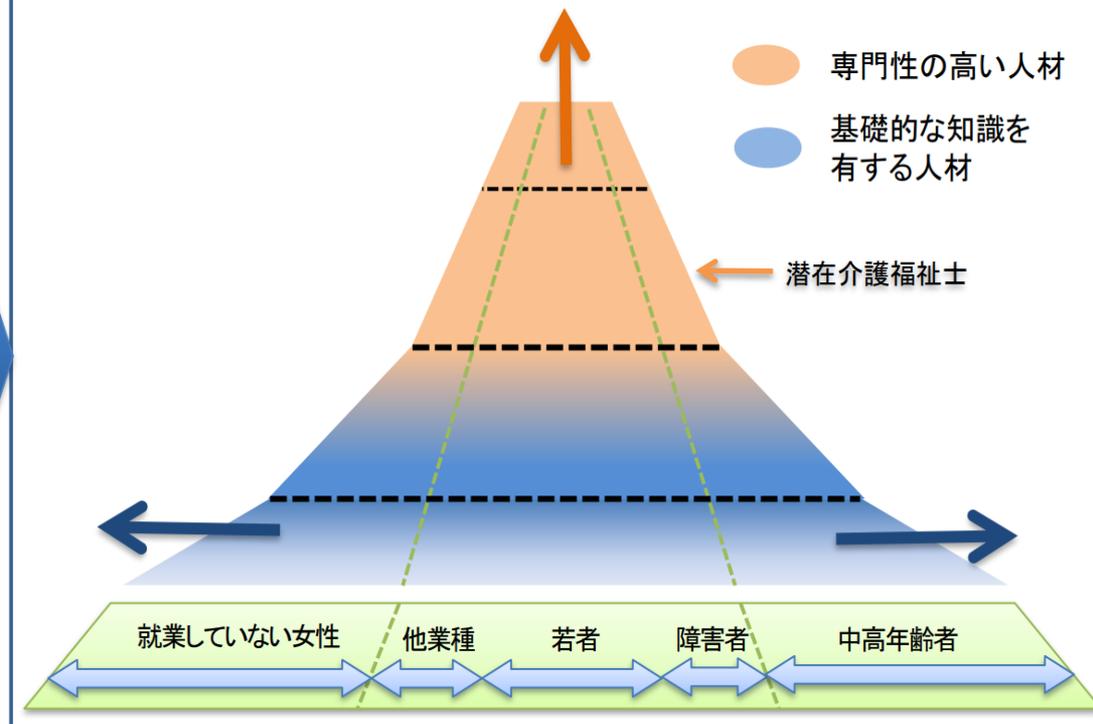
出典：厚生労働省

現状



転換

目指すべき姿



参入促進

1. すそ野を拡げる

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

労働環境・ 処遇の改善

2. 道を作る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

3. 長く歩み続ける

いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る

資質の向上

4. 山を高くする

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

5. 標高を定める

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

8. チームリーダーとしての介護福祉士への期待

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」

(2017(平成29)年10月25日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会)

- 介護職の業務実施状況を見ると、介護福祉士とそれ以外の者で明確に業務分担はされていない。
- 管理者の認識では、認知症の周辺症状のある利用者やターミナルケアが必要な利用者などへの対応、介護過程の展開におけるアセスメントや介護計画の作成・見直しなどの業務は介護福祉士が専門性をもって取り組むべきという認識が高い。
- また、介護職のリーダーについて、介護職の統合力や人材育成力などの能力が求められているものの、十分に発揮できていないと感じている管理者が多い。一方で、介護職の指導・育成や介護過程の展開等を重視している事業所では、リーダーの役割等を明確にし、キャリアパスへ反映するなどの取組を行っている。



業務内容に応じた各人材層の役割・機能に着目するのではなく、利用者の多様なニーズに対応できるよう、介護職のグループによるケアを推進していく上で、介護人材に求められる機能や必要な能力等を明確にし、介護分野に参入した人材が意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、各人材が期待される役割を担っていけるようにすべき。

チームリーダーとしての役割

高度な技術を有する介護の実践者としての役割	介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応していくためには、より専門的な知識・技術が必要となることから、多職種と連携しながら、様々なニーズを持つ利用者への対応といった役割を果たすべきである
介護技術の指導者としての役割	多職種によるチームケアの中で、介護職がグループとして利用者に対する質の高い介護を提供するため、グループ内の介護職に対し、個々の介護職員の意欲・能力に応じて、利用者のQOLの向上に資するエビデンスに基づいた介護サービスの提供に向けた能力開発とその発揮を促す環境づくりの役割を果たすべきである
介護職チーム内のサービスをマネジメントする役割	利用者の尊厳と自立を支援するためには、介護計画等に沿った介護サービスの提供と、サービスの質の把握・改善等のマネジメントが行われる必要がある。このため、リーダーは、介護職のグループの中で介護過程の展開における介護実践を適切に関与する役割を果たすべきである。

1 教育内容の見直しの背景

- 平成29年10月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」を踏まえ、今後求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成することが必要。
- 介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成する必要。
 - ・ 専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォロワーシップについて学習内容を充実させる
 - ・ 本人が望む生活を地域で支えることができるケアの実践力向上のために必要な学習内容を充実させる
 - ・ 介護過程におけるアセスメント能力や実践力を向上させる
 - ・ 本人の意思（思い）や地域との繋がりに着目した認知症ケアに対応した学習内容を充実させる
 - ・ 多職種協働によるチームケアを実践するための能力を向上させる

2 見直しの概要

- 1 チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
→ 「人間関係とコミュニケーション」の教育に含むべき事項に、チームマネジメントが追加（30時間→60時間に拡充）
- 2 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
- 3 介護過程の実践力の向上
- 4 認知症ケアの実践力の向上
- 5 介護と医療の連携を踏まえた実戦力の向上

教育に含むべき事項の趣旨を明確にするため、「留意点」が追加された。

求められる介護福祉士像

< 平成19年度カリキュラム改正時 >

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

社会状況や
人々の意識の
移り変わり、
制度改正等

< 今回の改正で目指すべき像 >

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う

高い倫理性の保持

3 介護福祉士養成カリキュラム

教育内容		時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上
	人間関係とコミュニケーション	60以上
	社会の理解	60以上
	人間と社会に関する選択科目	-
介護	介護の基本	180
	コミュニケーション技術	60
	生活支援技術	300
	介護過程	150
	介護総合演習	120
	介護実習	450
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
	こころとからだのしくみ	120
医療的ケア	医療的ケア	50
総時間数		1,850

名称独占の資格は、
一定の水準以上の知識・技術を有する者に対して資格を付与することによって、有資格者の提供する業務の質を担保するもの

学校種別 令和3年度介護福祉士国家試験受験率及び合格率

【養成施設ルート】

	卒業生数	介護福祉士 国家試験受験者数	介護福祉士 国家試験合格者数	受験率	合格率
卒業生全体	6,717人	6,214人	4,500人	92.5%	72.4%
留学生以外	4,452人	4,168人	3,883人	93.6%	93.2%
留学生	2,265人	2,046人	617人	90.3%	30.2%

【福祉系高校ルート】

	卒業生数	介護福祉士 国家試験受験者数	介護福祉士 国家試験合格者数	受験率	合格率
卒業生全体	2,364人	2,300人	2,080人	97.3%	90.4%

※社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告より計上している。

※試験受験後に卒業しなかった者は除く。

(出所)厚生労働省 学校種別 令和3年度介護福祉士国家試験受験率及び合格率
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000925792.pdf>

(参考) 介護福祉士国家試験の内訳 (EPA 国別)

		第33回 (R2年度)			第34回 (R3年度)		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
インドネシア	合計	400	146	36.5	448	122	27.2
	初受験	268	110	41.0	276	89	32.2
	再受験	132	36	27.3	172	33	19.2
フィリピン	合計	375	130	34.7	380	96	25.3
	初受験	224	83	37.1	206	73	35.4
	再受験	151	47	31.1	174	23	13.2
ベトナム	合計	178	164	92.1	186	156	83.9
	初受験	169	157	92.9	174	152	87.4
	再受験	953	7	46.2	12	4	36.9
EPA合計		953	440	46.2	1,014	374	36.9

養成施設 ルート	合計	6,542	4,766	72.9	6,717	4,500	72.4
	留学生以外	4,647	4,120	88.7	4,452	3,883	93.2
	再受験	1,895	646	34.1	2,265	2,046	30.2

外国人介護人材受入れの仕組み（令和4年時点）

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン
・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）

技能実習
（H29. 11 / 1～）

特定技能1号
（H31. 4 / 1～）

制度趣旨

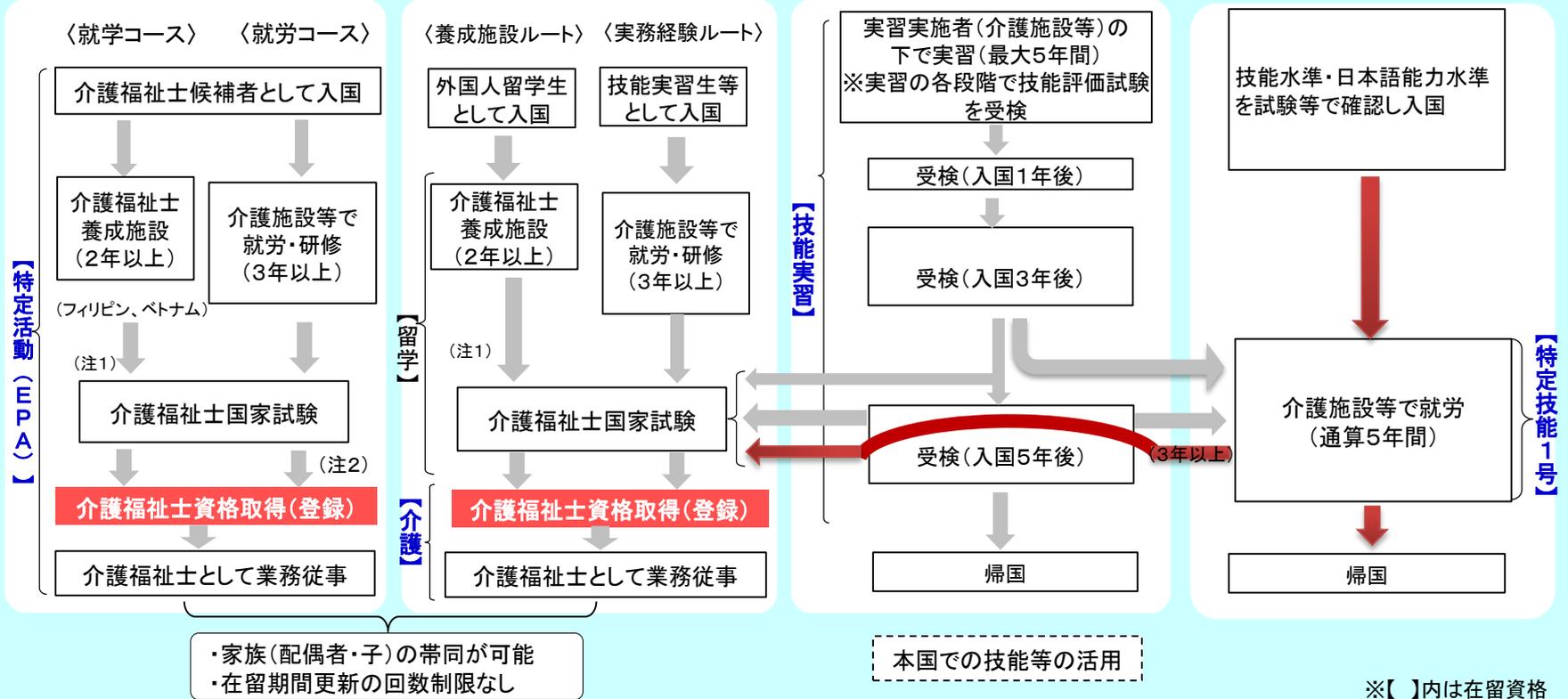
二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ

受入れの流れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日
文部科学省
出入国在留管理庁

- ❑ 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- ❑ 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- ❑ このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じる必要がある

現状の課題

① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

(1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

(2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1 (1) の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」(注) とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

(注) 慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点

- ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
- ・履修科目の正規課程科目との同一性
- ・日本語科目のレベル ・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする

（2（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）

※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例

- ・学則
- ・教育課程
- ・生徒数
- ・教員・事務職員
- ・施設・設備（校地・校舎、教室等）
- ・入学者の募集・選考
- ・在籍管理
- ・抹消の基準 等

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

1. 介護福祉士養成課程の概要

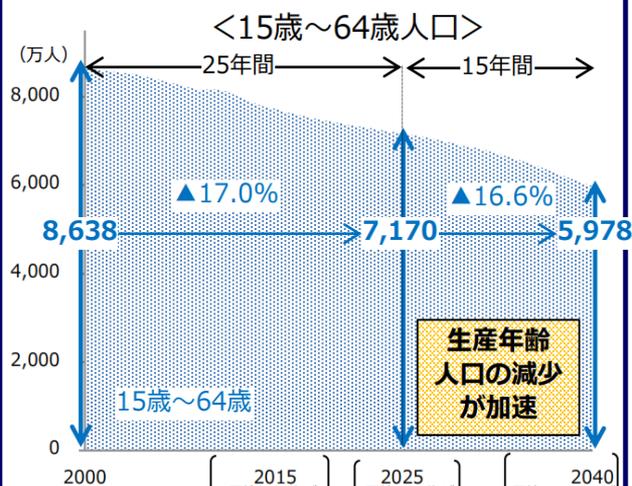
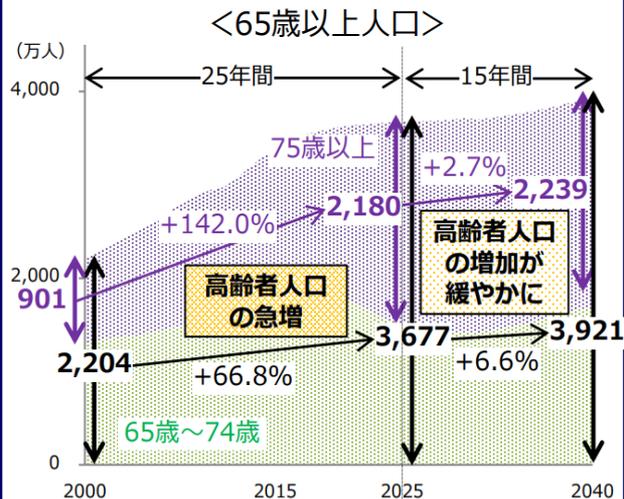
2. これからの専門職養成に求められるもの

2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

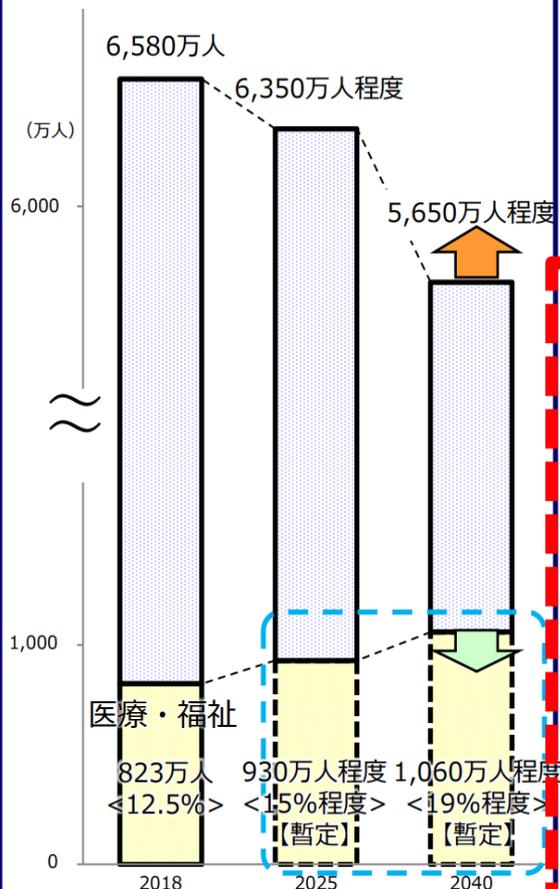
2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



(資料) 総務省「国勢調査」「人口推計」(2015年まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計) (2016年以降)

《就業者数の推移》



(資料) 就業者数について、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計)を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況(2025年)をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計(暫定値)。

国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。
2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保
⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性^{*}の向上を目指す。

- ※ サービス産出に要するマンパワー投入量。
- ※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度(「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出)
- ※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

2040年の社会のイメージ

2035年：85歳以上の高齢者が**1000万人**

多様化する家族と住まい方

介護は必要なくとも、生活のちょっとした**困りごと**を抱える高齢者の増加

個人を単位とした**仕組みへの再編**

人生100年時代の到来を知り、準備できる世代

家族介護を期待しない
できない時代

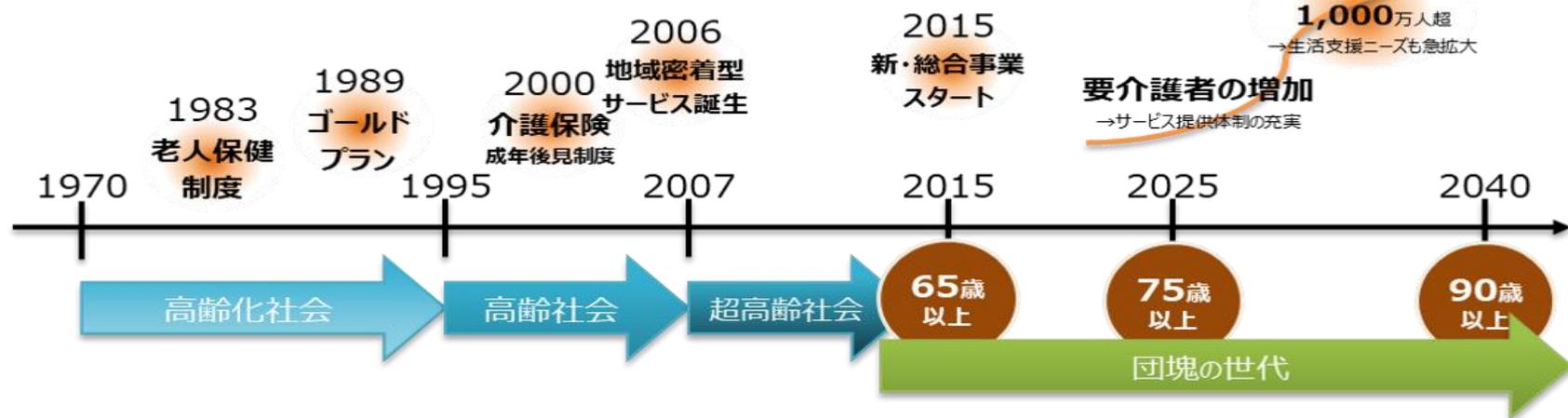
平均的な高齢者像では語れない
多様性と格差の時代

平均的な地域自治のイメージも
意味がなくなる

2040年：団塊の世代は**90歳**以上に

地域経営型自治を目指す方向も

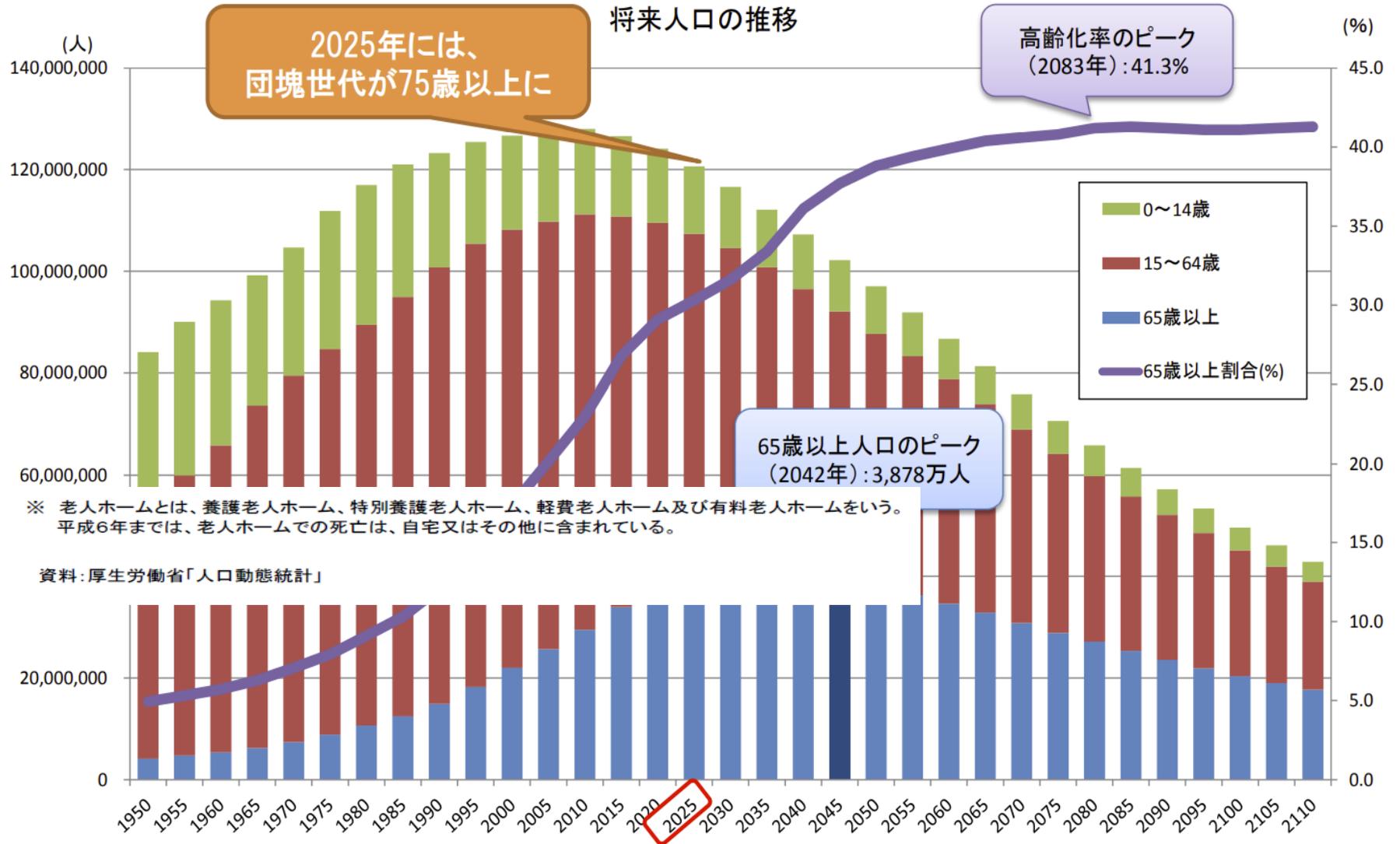
2035
85歳以上高齢者が
1,000万人超
→生活支援ニーズも急拡大



資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、平成30年度 老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究」「地域包括ケア研究会」報告書

少子高齢“多死”社会の到来

○ 日本の人口は人口減少局面を迎えており、2060年に総人口は9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近くになる。

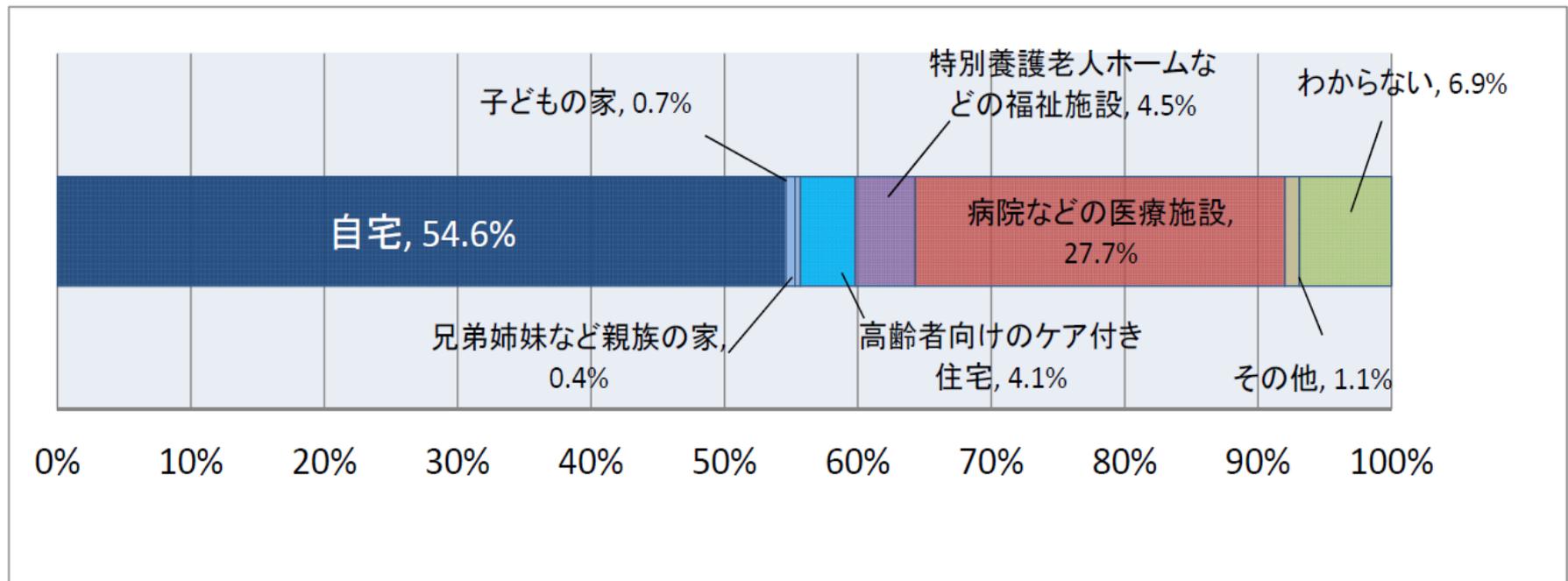


※老人ホームとは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。
平成6年までは、老人ホームでの死亡や、自宅又はその他に含まれている。出典: 厚生労働省

最期を迎えたい場所について

- 最期を迎えたい場所について、「自宅」が54.6%で最も高く、「病院などの医療施設」が27.7%、「特別養護老人ホームなどの福祉施設」は4.5%となっている。

■ 治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか (n=1,919人)



人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス

ACPとは

Advance…前もって

Care…ケアについて

Planning…計画をたてること

もしものときのために、自分自身が望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと、繰り返し話し合い、共有する取り組み

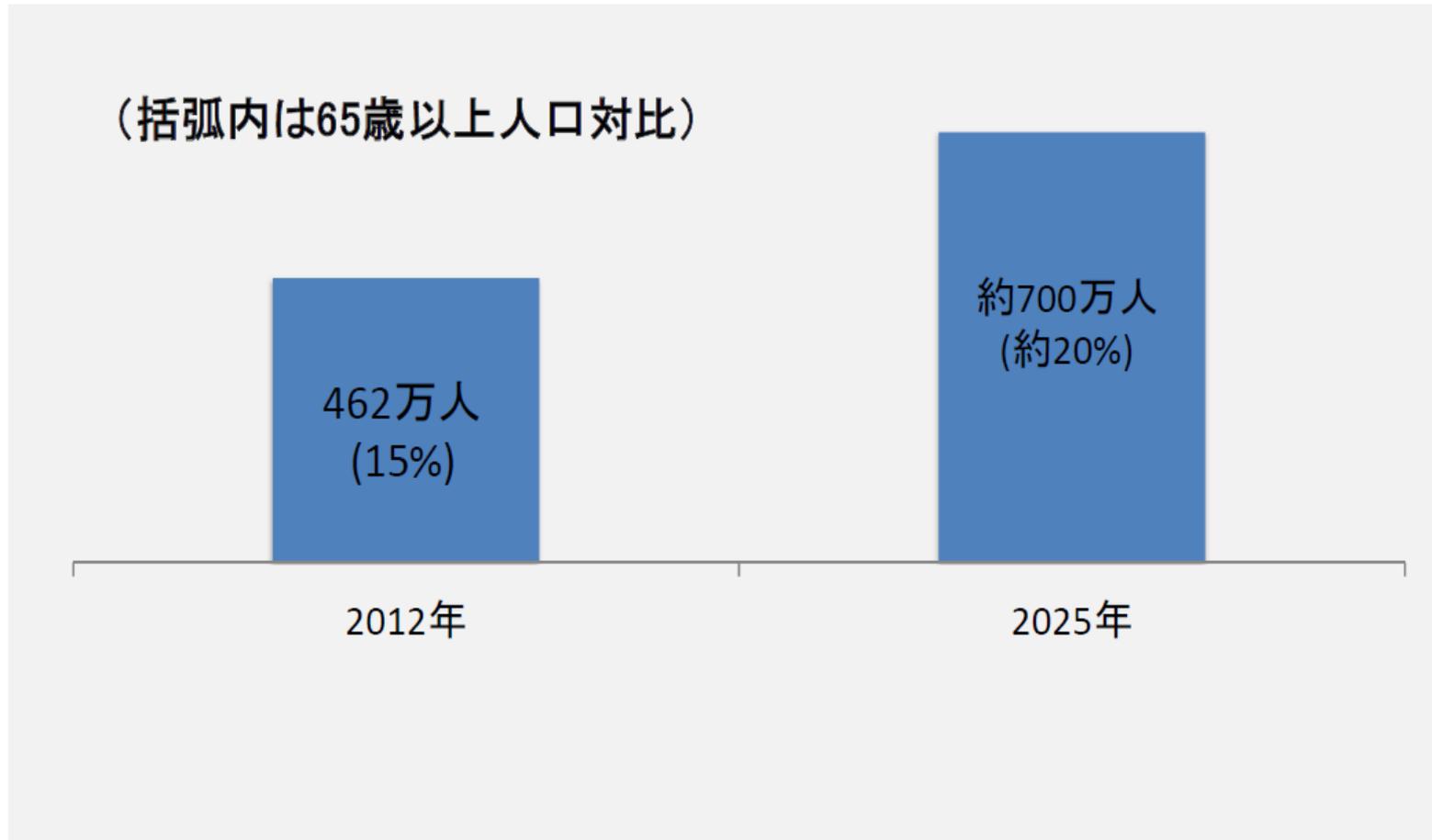
意思決定を支援すること

- ◆ ACP(人生会議) は、「病院か在宅か」、「人工呼吸器をつけるかつけないか」といった二元論で選択を迫ることでは決してない。
- ◆ “ときどき病院、ほぼ在宅”という地域包括ケアシステムの基本的な文脈の中で、本人が望む生活を最期の瞬間まで営むという、人として当たり前のことを、必要な時に適切に支援することができるよう、医療・ケアチームが、各々の立場で何ができるのかに真摯に向き合うことが重要。
- ◆ そもそも人の幸せや価値観は、多様である。“こうすべきといった絶対解”はない。
- ◆ 本人はもちろんのこと、関わる人たちの“納得解”をいかに模索することができるか。この模索のプロセスそのものが、本人の尊厳を重視した倫理的側面からの“機関を超えたチーム医療・介護”を強化していくことになる。

得られた“納得解”を地域全体で支えていくプロセスそのものが
地域包括ケアシステムになる 山岸、看護管理、2017

認知症高齢者の将来推計

- 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していくと推計されています。



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授)による速報値

認知症施策の総合的な推進について

出典:厚生労働省

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

出典:令和3年3月9日

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→**約70%** (131人/199人) (高齢者の死者数/全体死者数)

(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合
約80% (45人/51人))

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→**約65%** (55人/84人)

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→**約79%** (63人/80人)

(うち熊本県 約85% (55人/65人))

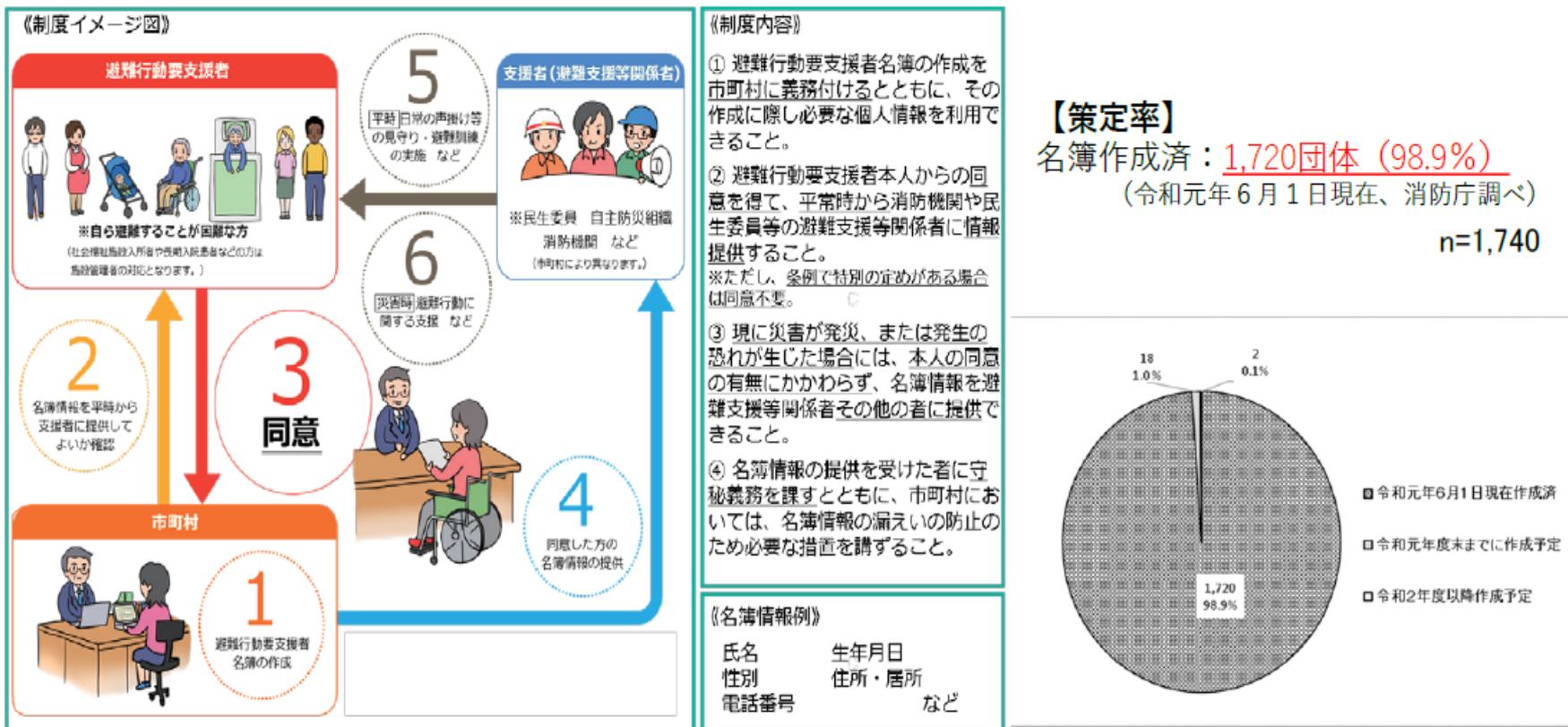
注：本資料中に記載している死者数等の数値は、2020年12月24日に公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」本文中に記載されているものであり、最新値とは異なる可能性があります。

避難行動要支援者名簿の概要

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けた制度。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、**避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿**（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

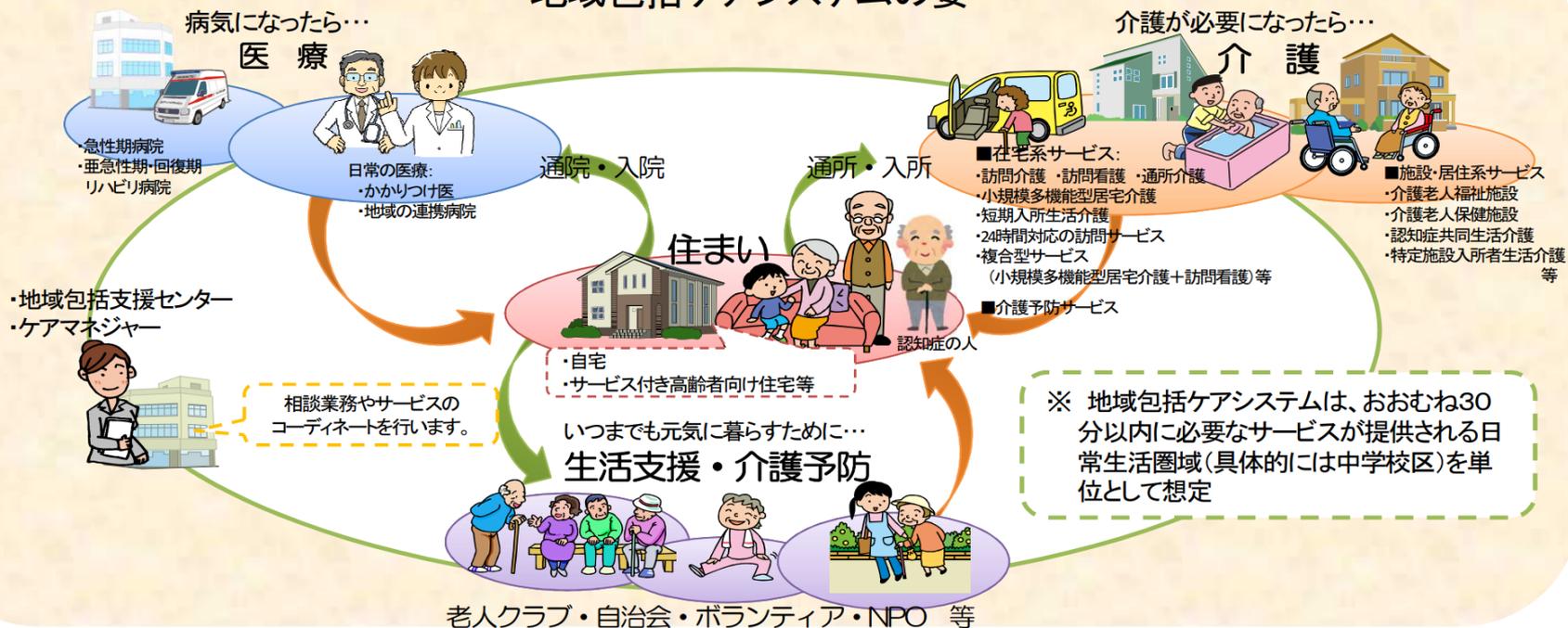


地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

地域包括ケアシステムの姿



高齢化がすすむ日本において、介護の問題は多様化している。
“介護”は、すべての人にとって、身近なものであり
自分らしく、よりよく生きたいという、すべての人に共通する願いを
支えるものである。

介護福祉士は、
介護を必要とする人とその家族の尊厳と生活を支える専門職
であり、社会を支える役割を担っている。

専門職養成機関として、介護福祉士養成施設に求められるもの

専門職と認められる職業の特性

- ・ 高度の専門的知識と理論にもとづく技術を教育または訓練によって習得している
- ・ 職務において自律性を有している
- ・ 専門職能団体がある
- ・ 社会の利益に貢献する
- ・ 専門職として独自の倫理綱領をもっている

(出典：宮脇美保子「看護実践のための倫理と責任」中央法規)



- ・ 高等教育機関において、1,850時間を修得することの意義とは？

これからの専門職養成に求められるもの

多様な学生層への対応

- ・ 入学時の動機や資格取得への意欲も様々
- ・ 生活経験の乏しさやコミュニケーションが苦手な学生
- ・ Society 5.0に向けた人材育成のもと、新しい学習指導要領で学んできた学生
- ・ 様々な国籍、信仰、文化、教育経験の留学生



介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加などに伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化等に対応できる介護福祉士を養成する

介護福祉士の専門性と質の保障が専門職養成機関の使命
外国人介護福祉士が、「介護」をどのように語るのか…教員や現場の責任は大きい

參考資料

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

(参考) 保健医療福祉資格の共通基礎課程コンピテンシーVer.3.0

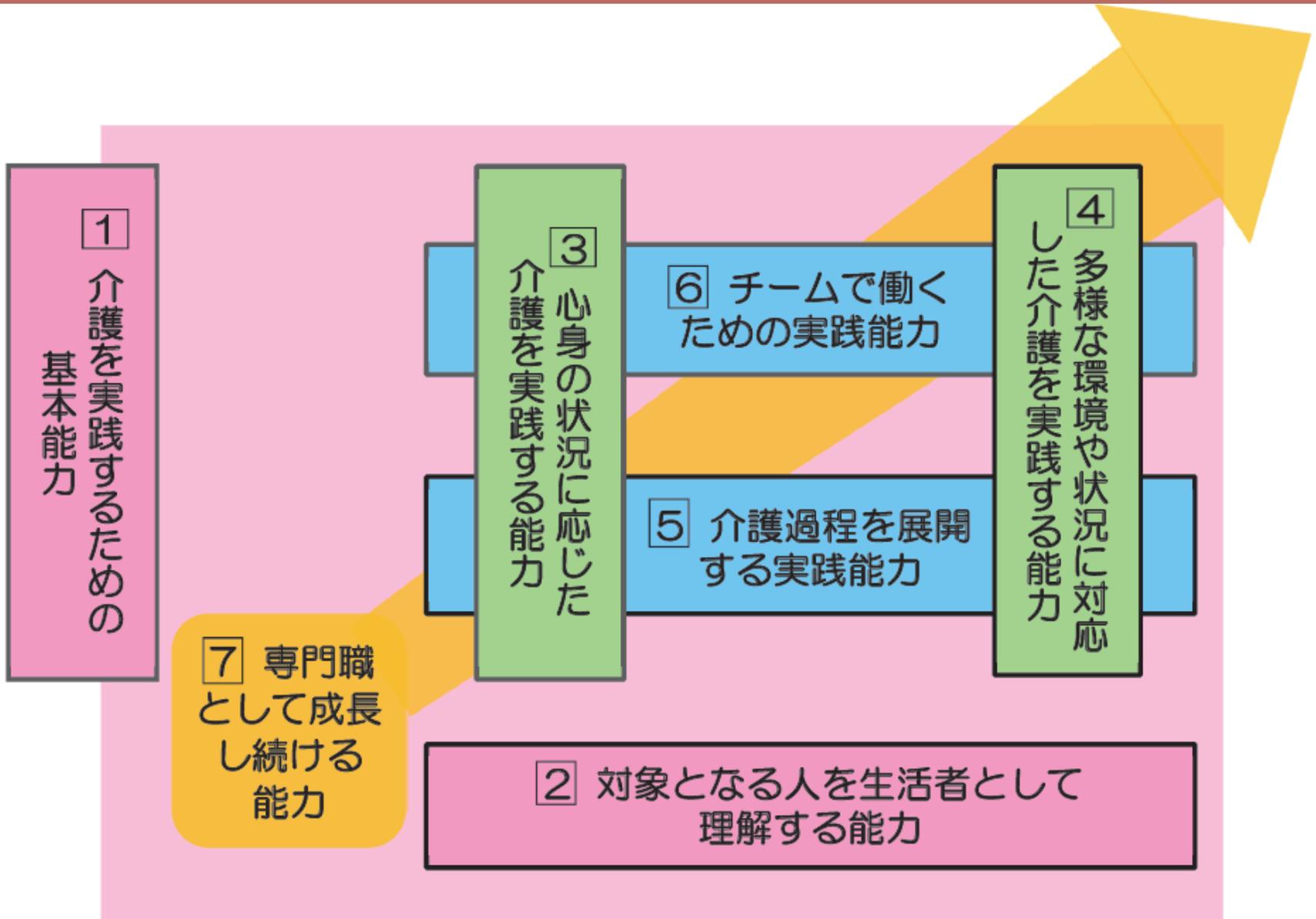
令和三年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「保健医療福祉資格に共通して求められるコンピテンシー習得に向けた教育コンテンツに関する研究」研究代表者 堀田 聡子 より作成

コンピテンシ領域	コンピテンシ領域の説明
I. 専門職の自律と職業倫理	当人の問題を解決する際に、問題の所在を分析的に明らかにするための保健医療福祉専門職に必要な知的スキルの領域である。
II. 科学的思考とその展開	プロフェッショナリズムと一般的に呼ばれる領域であり、各自が専門職として定められた役割と、職業人としての自分のあり方の二つに大別される。
III. 安全の確保と質改善	保健・医療・福祉を安全に提供し、その質を改善するための専門職自身、あるいは専門職を取り巻くシステム全体に必要な能力を含む領域である
IV. 当人の理解と支援	尊厳ある一人の人間としての当人とその権利を、当人を取り巻く地域や文化、生活を含めて理解し、当人の 強みや意欲を考慮したケア の重要性を理解した上で、最適なケアや支援を提供できる能力の領域である。
V. チーム・組織の理解と協働的实践	現代の保健医療福祉を提供する際に不可欠なチームや組織の中で、自らの立ち位置を理解した上 で最適な働きができるようになるための能力の領域である。
VI. 地域・社会活動とソーシャルアクション	活動とソーシャルアクション個人のケアを支える地域の存在を理解し、俯瞰的な視野を持って地域アセスメント、地域介入を行うための能力の領域である。

(参考) 領域ごとのコンピテンシー

コンピテンス領域	コンピテンシー
I. 専門職の自律と職業倫理	<ol style="list-style-type: none">1. 当人中心性を重視した行動ができる。2. 問題解決に向けた情報収集ができる。3. 倫理や価値を考慮した臨床上・実践上の意思決定について考えることができる。4. 根拠に基づく実践ができる。5. 自らの生涯学習のニーズを見出し、行い続けることができる。6. 実践に対し省察・振り返りを行い、改善につなげることができる。7. 実践を通じて、自らの価値観を知ること（自己覚知）ができる。8. 自らの心身のストレスに適切に対処できる。
II. 科学的思考とその展開	<ol style="list-style-type: none">1. 人体の構造と機能、疾病の成り立ちや回復のプロセスを説明できる。2. ICF（国際生活機能分類）の要素及びその関係性を説明できる。3. 空間やモノ、体験、関係性のデザインに関する多様な手法を利用できる。4. 生産性を高める多様なテクノロジー導入の提案ができる。
III. 安全の確保と質改善	<ol style="list-style-type: none">1. 安全管理の基本的な原則に基づいた行動ができる。2. 守秘義務を遵守して利用者の情報保護ができる。3. 薬剤や医療的支援による副作用および合併症について説明できる。4. 継続的な質改善に必要なプロセスを実践できる。5. インシデントやアクシデントの発生時にとるべき行動を説明できる。6. 災害に対する事前計画と災害時の対応について説明できる。

1. 介護福祉士養成教育のコアコンピテンシー



2. 7つのコアコンピテンシーと24の具体的能力

コアコンピテンシー	具体的能力
1 介護を実践するための基本能力	(1) 尊厳を保持し、自立を支援する能力 (2) 対象となる人の権利を擁護する能力 (3) 意思表示や意思決定を支援する能力 (4) 支援に必要な人間関係を形成する能力
2 対象となる人を生活者として理解する能力	(5) 生活者を身体的・心理的・社会的・実存的側面から理解する能力 (6) 生活者をとりまく環境を理解する能力 (7) ライフサイクルの観点から生活者を理解する能力
3 心身の状況に応じた介護を実践する能力	(8) 対象となる人や家族をエンパワメントする能力 (9) 対象となる人の日常生活や社会生活を支援する能力 (10) 障害や認知症、慢性疾患などのある人を支援する能力 (11) 介護予防やリハビリテーション、終末期などの状況に応じて支援する能力
4 多様な環境や状況に対応した介護を実践する能力	(12) 生活の場や家族形態・状況に応じて支援する能力 (13) 安心・安全な生活環境を整える能力 (14) 制度やサービスなどの社会資源を活用し、支援する能力 (15) 災害などの非常事態に対応し、支援する能力
5 介護過程を展開する実践能力	(16) 対象となる人をアセスメントする能力 (17) アセスメントに基づき介護計画を作成する能力 (18) 根拠に基づき生活支援技術を適切に実践する能力 (19) 実践を評価し、改善する能力
6 チームで働くための実践能力	(20) チームの一員としての役割を自覚し、協働する能力 (21) 他の職種・機関などと連携する能力
7 専門職として成長し続ける能力	(22) 実践の中で研鑽を深め、研究する能力 (23) 介護にかかわる情報を発信する能力 (24) 自身の健康を管理する能力

3. コアコンピテンシーと修得度評価

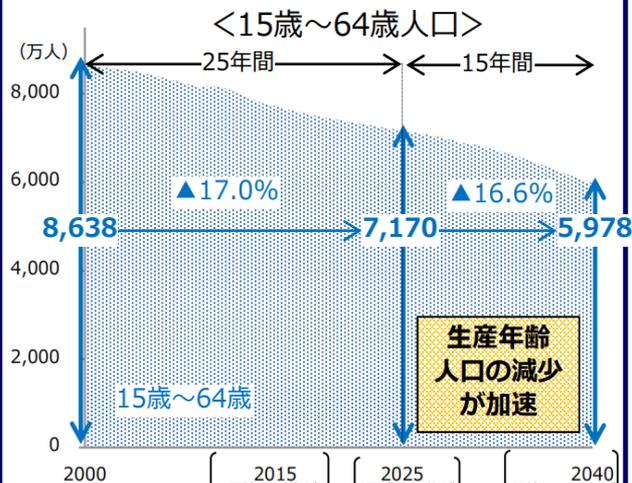
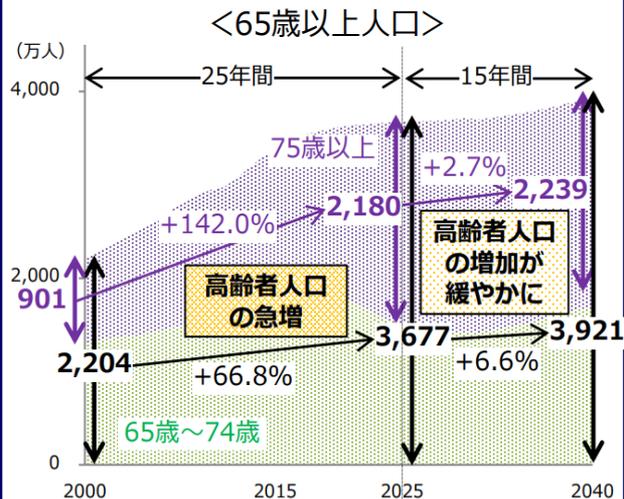
コアコンピテンシー	具体的能力【24】	介護福祉士養成課程における修得度評価基準【120】	新カリキュラム		
			科目	教育に含むべき事項	想定される教育内容の例
① 介護を実践するための基本能力	(3) 意思表示や意思決定を支援する能力	7. 本人の意思決定を支援するために必要なコミュニケーション技術を活用できる	コミュニケーション技術	①介護を必要とする人とのコミュニケーション	1) 介護を必要とする人とのコミュニケーション 2) コミュニケーションの実際
		8. 本人の意思決定支援に必要な家族への支援を理解し、説明できる	コミュニケーション技術	②介護における家族とのコミュニケーション	1) 家族とのコミュニケーション 2) 家族とのコミュニケーションの実際
		9. 障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を適用できる	コミュニケーション技術	③障害の特性に応じたコミュニケーション	1) 障害の特性に応じたコミュニケーションの実際
	(4) 支援に必要な人間関係を形成する能力	10. 心理学的支援を踏まえたコミュニケーションの意義や機能を理解し、説明できる	人間関係とコミュニケーション	④人間関係の形成とコミュニケーションの基礎	1) 人間関係と心理 2) 対人関係とコミュニケーション 3) コミュニケーション技法の基礎 4) 組織におけるコミュニケーション
		11. 支援関係を構築するために必要なコミュニケーション技術を活用できる	コミュニケーション技術	①介護を必要とする人とのコミュニケーション	1) 介護を必要とする人とのコミュニケーション 2) コミュニケーションの実際
		12. パートナーシップを構築するために必要なコミュニケーション技術を活用できる	コミュニケーション技術	②介護における家族とのコミュニケーション	1) 家族とのコミュニケーション 2) 家族とのコミュニケーションの実際
② 対し象と理なる人を能く生活者として理解する能力	(5) 生活者を身体的・心理的・社会的・実存的側面から理解する能力	13. 介護を必要とする人の生活の個別性、多様性、社会とのかかわりを説明できる	介護の基本	⑤介護を必要とする人の理解	1) 生活の個別性と多様性 2) 高齢者の生活 3) 障害者の生活 4) 家族介護者の理解と支援
		14. 自己概念やこころのしくみを理解し、説明できる	こころとからだのしくみ I	⑦こころのしくみの理解 ①からだのしくみの理解	1) 健康とは 2) 人間の欲求の基本的理解 3) 自己概念と尊厳 4) こころのしくみの理解
		15. からだのしくみや生命を維持するしくみを理解し、説明できる			1) からだのしくみの理解 2) 生命を維持するしくみ

2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

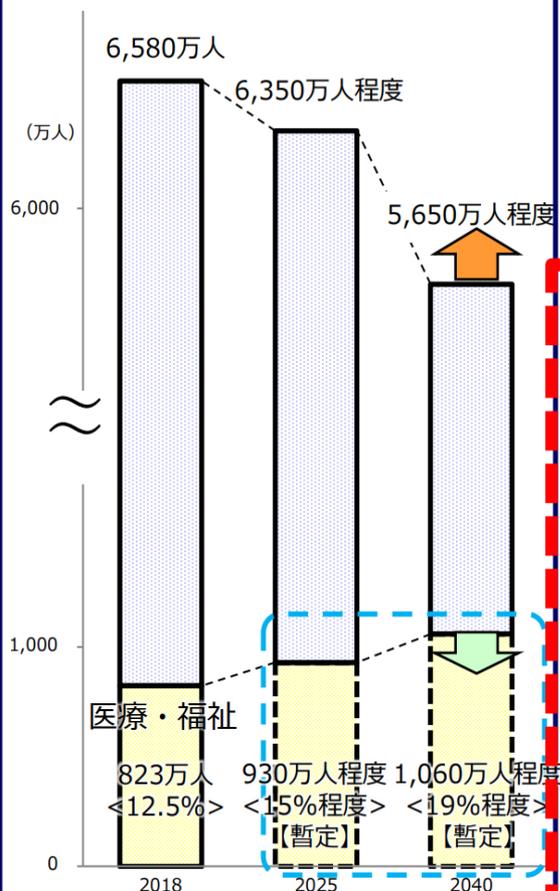
2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



(資料) 総務省「国勢調査」「人口推計」(2015年まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計) (2016年以降)

《就業者数の推移》



(資料) 就業者数について、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計)を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況(2025年)をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計(暫定値)。

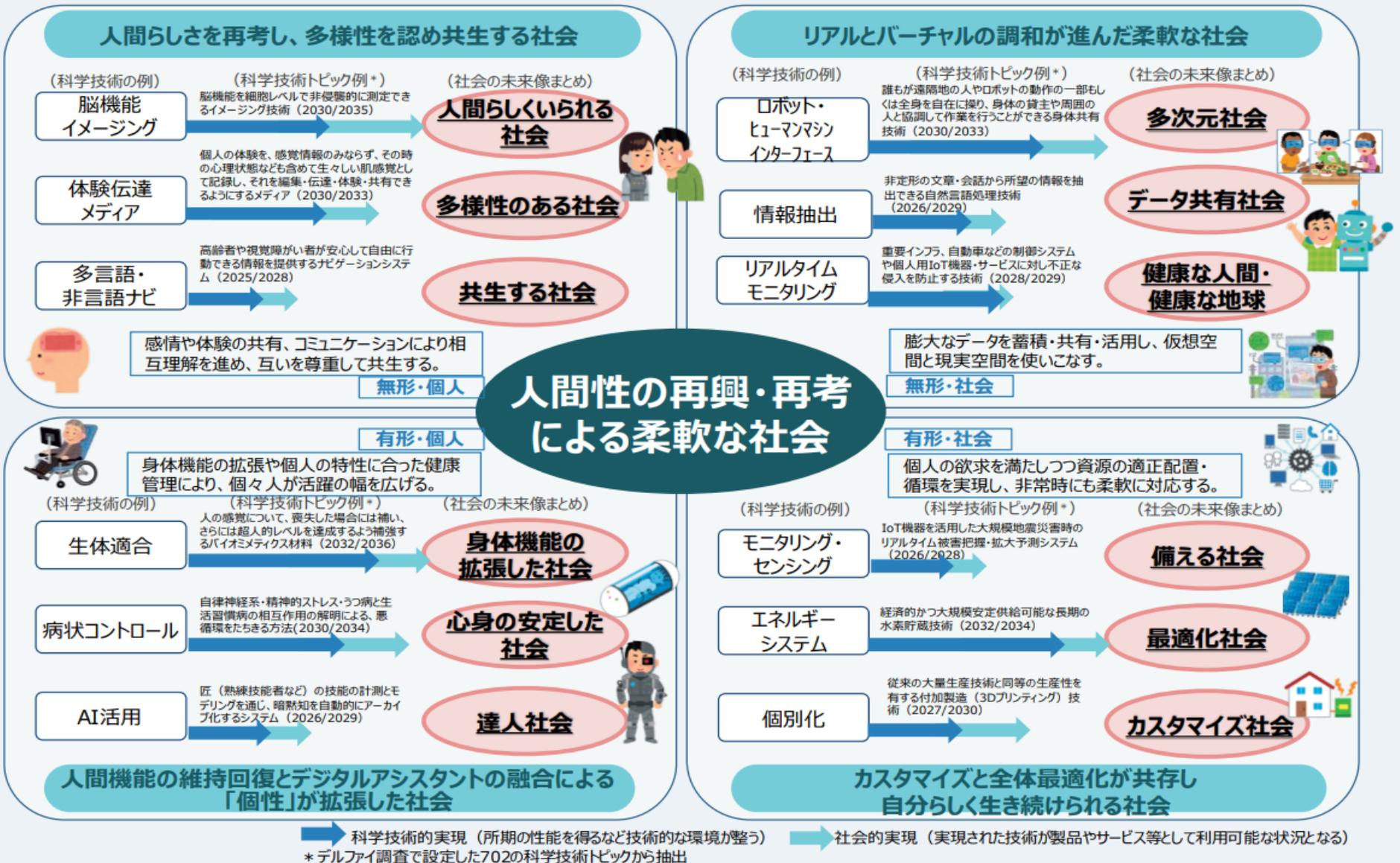
国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。
2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保
⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性^{*}の向上を目指す。
※ サービス産出に要するマンパワー投入量。
※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度(「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出)
※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

2040年の未来予測 – 科学技術が広げる未来社会 – (Society 5.0)



Society 5.0の実現に向けた 教育・人材育成に関する政策パッケージ ＜中間まとめ＞



令和3年12月24日

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議
教育・人材育成ワーキンググループ

CSTI Working Group for Education and Human Resource Development

5 (1) 学校教育におけるSTEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

- AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている。
- 学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するため、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることとされている。

STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進することが重要

文理の枠を超えたカリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 生徒・学校・地域等の実態を踏まえ、スクール・ポリシーに基づき文理の枠を超えた教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施
- ・ スクール・ポリシーと総合的な探究の時間等の目標との関連を図る
- ・ 各教科の教師の専門性を生かした協働体制を構築
- ・ 教師の負担を軽減しつつ学校外リソースを活用するための連携体制を整備
- ・ ICTを活用した学習を積極的に推進

教育委員会等による支援の充実

- ・ 各学校の多様な実態を踏まえながら、スクール・ミッションに基づきカリキュラム・マネジメントを支援
- ・ ICTを活用した学習を推進するとともに、産業界や高等教育機関、社会教育施設、地域の団体等と連携し、各学校と外部の人材やコンテンツ等のリソースのマッチングを通じて社会に開かれた教育課程の実現を促進

各教科等における探究的な学習活動の充実

- ・ 各教科等の目標の実現に向け、その特質に応じた見方・考え方を働かせながら、文理の枠を超えて実社会の課題を取り扱う探究的な学習活動を充実



総合的な探究の時間、理数探究等を中心とした探究活動の充実

- ・ 複数の教科等の見方・考え方を総合的・統合的に働かせながら、文理の枠を超えて実社会の課題を取り扱い探究する活動を充実
- ・ 試行錯誤しながら新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を育成

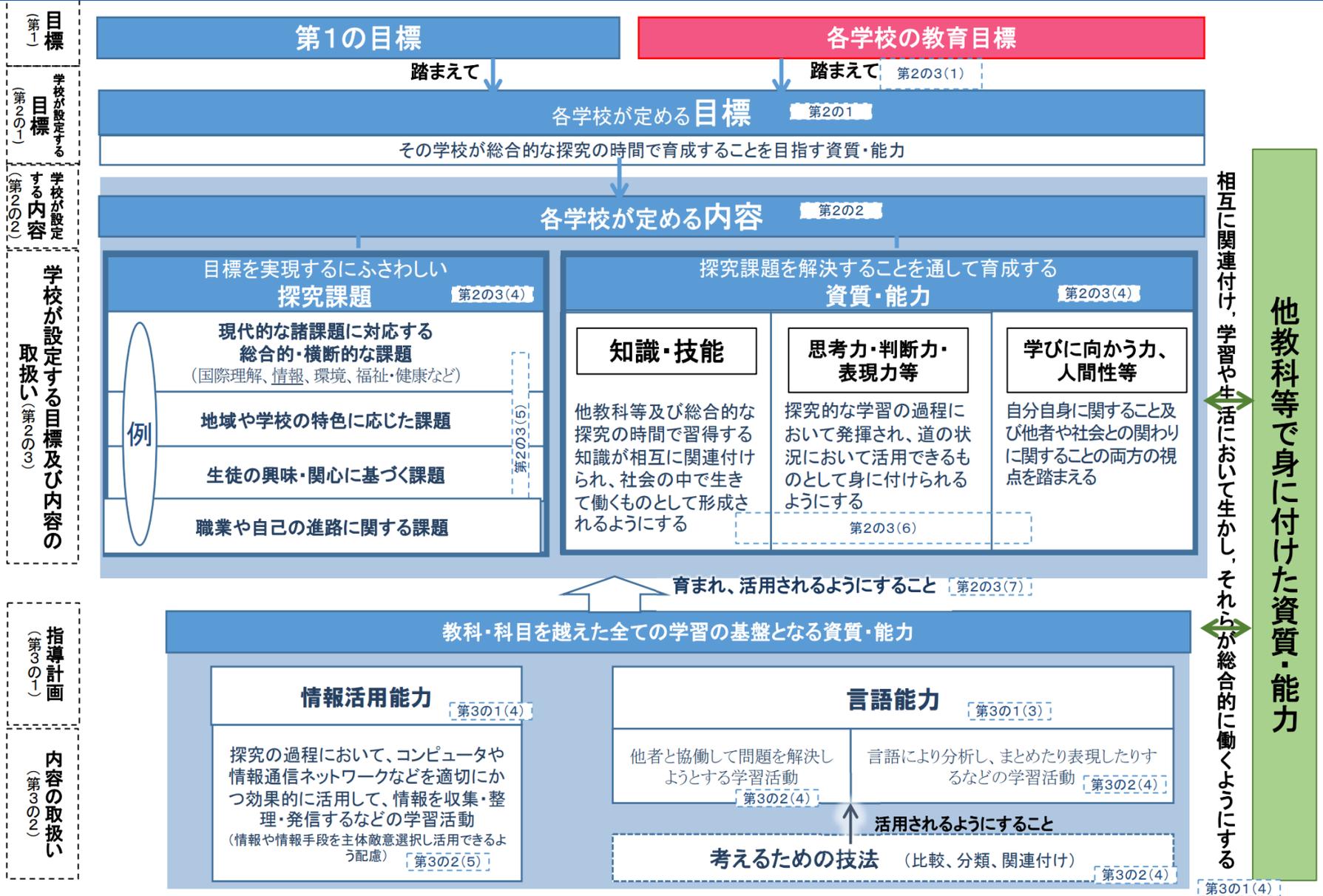
理学、工学、芸術、人文・社会科学等を横断した学際的なアプローチで実社会の問題を発見し解決策を考えることを通じた主体的・対話的で深い学びの実現

- ✓ 知的好奇心や探究心を引き出すとともに学習の意義の実感により学習意欲を向上
- ✓ 文理の枠を超えた複合的な課題を解決し新たな価値を創造するための資質・能力を育成
- ✓ 高等学校等における多様な実態を踏まえた探究的な学習活動を充実

STEAMの各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民、新たな価値を創造し社会の創り手となる人材として必要な資質・能力の育成

自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる（学習指導要領前文）

2 (1) 新高等学校学習指導要領における「総合的な探究の時間」の構造イメージ



(出所) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進について 文部科学省初等中等教育局教育課程課